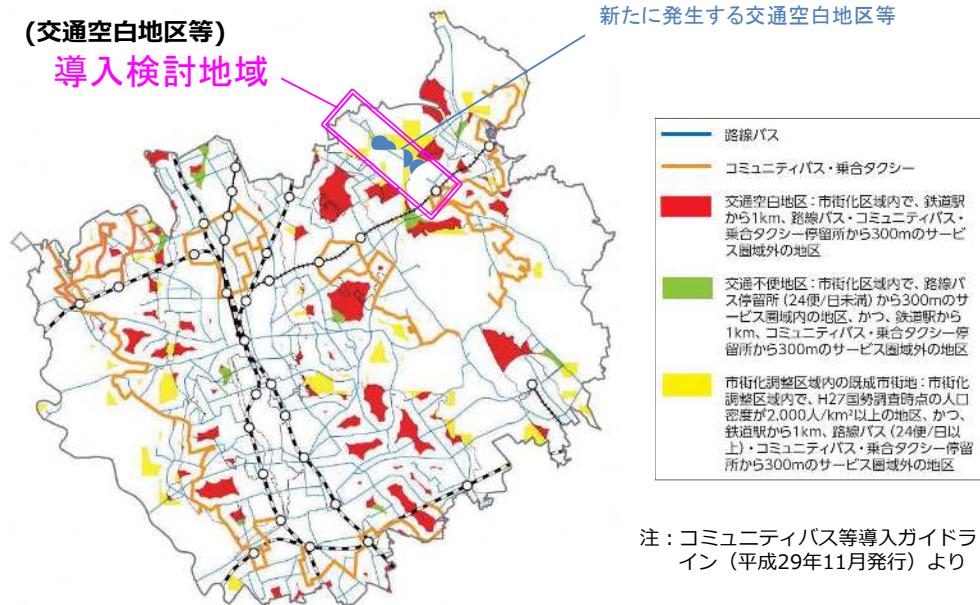


岩槻区河合地区乗合タクシーの新規導入について

1. 導入検討地域について

- 河合地区には、現在路線バスが運行しているが、R6年3月31日の運行をもって、廃止される予定である。
- 路線バスの廃止に伴い、河合地区等に交通空白地区等が新たに発生するため、これらを解消する乗合タクシーを導入するもの。



2. 地域組織について

- 乗合タクシーの導入に向けた地域組織が令和5年11月に設立した。
- 沿線自治会の会長等で構成されており、地域住民と連携し、検討を進めるために必要な要件を満たしている。

ステップ1 事前準備

- (1) 地域によるニーズ把握、市への相談
- (2) 地域組織の設立

申請年月	令和5年11月
構成員	沿線の自治会
構成員数	9名で構成
沿線の自治会	馬込自治会・平林寺自治会・箕輪自治会

3. 廃止路線の概要 (国際興業バス 蓼11・蓼12)

■ 運行概要

運行区間	岩槻駅西口 ⇄ 馬込 ⇄ 蓼田駅 ⇄ 蓼田よつば病院
運行日時	月曜日から金曜日までの平日、土曜日、日曜日 下り（岩槻駅西口発→蓼田駅方面行） 平日：6時台～9時台、16時台～21時台 土曜日、日曜日：7時台～10時台、16時台～21時台
運行便数	下り（岩槻駅西口発→蓼田駅方面行） 平日：9便／日、土曜日・日曜日：各10便／日
運賃	対キロ区間運賃制（後払い） 初乗り：200円 岩槻駅西口～蓼田駅：300円 岩槻駅西口～蓼田よつば病院：330円
運行事業者	国際興業株式会社

■ 運行ルート

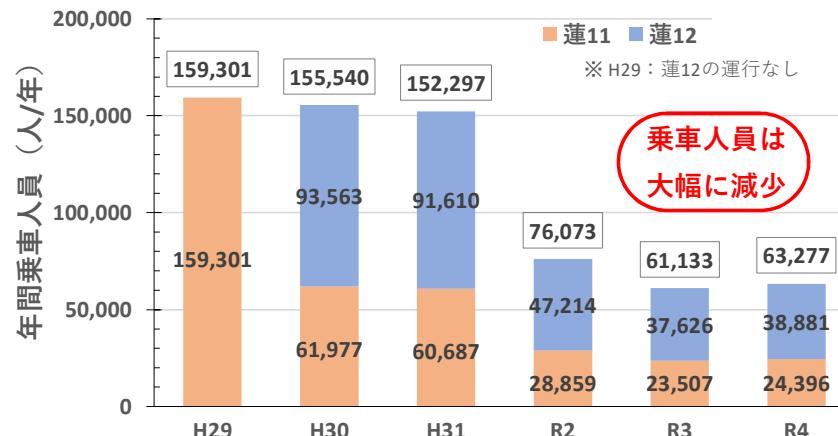


岩槻区河合地区乗合タクシーの新規導入について

4. 廃止路線の現在の利用状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度に乗車人員は大幅に減少。その後は横ばい傾向にあり、年間乗車人員は、6万人を超えている。
 - 停留所別の乗車人員は、平日、土曜日、日曜・祝日とも「蓮田駅」と「岩槻駅西口」が多い。

■年間乗車人員の推移



■ 停留所別の乗車人員 (R5年5月実績：上下計)

地域	停留所名	1日あたり利用者数(人/日)			
		平日	土曜日	日曜・祝日	平均
さいたま市	岩槻駅西口	57.6	25.3	22.4	45.5
	西町五丁目	3.3	1.0	1.1	2.5
	岩槻警察署	4.3	3.3	1.0	3.4
	箕輪	5.9	2.5	0.9	4.3
	前原下	20.9	8.3	4.6	15.6
	前原上	6.6	2.8	2.7	5.2
	大六天橋	2.7	3.0	3.3	2.8
	下馬込	5.0	3.0	2.1	4.1
	馬込	7.1	3.5	3.7	5.9
	上馬込	4.1	1.5	1.4	3.1
蓮田市	のくぼ通り南	7.5	1.8	1.3	5.4
	東口郵便局	2.6	1.0	1.1	2.1
	蓮田駅	57.7	27.3	24.1	46.2
	根ヶ谷戸公園	0.4	0.0	0.4	0.3
	下蓮田	1.6	0.8	1.4	1.5
	蓮田よつば病院	2.6	0.5	0.0	1.7
	合計	189.6	85.3	71.7	149.5

5. 運行計画について

- 岩槻駅から、検討対象地域（河合地区）を通り、蓮田駅や病院を結ぶルートであり、ガイドラインに示すコミュニティバス等のコンセプトに合致している。
 - 運行内容は、下表のとおり、ガイドラインに示すコミュニティバス等のサービス方針と合致している。

資料 1

バス2

ステップ2 運行計画の作成

(申請)

- (1) 運行ルート案の検討、市への申請
 - (2) 運行計画素案の作成
 - (3) 需要調査（アンケート調査等）の実施・分析・事業採算性の検討
 - (4) 「運行計画書」の作成
 - (5) 法定協議会における協議

運行区間	岩槻駅西口 ⇄ 馬込 ⇄ 蓼田駅 ⇄ 蓼田よつば病院
停留所	さいたま市内：岩槻駅西口～馬込、蓼田よつば病院（10箇所） 蓼田市内：上馬込～下蓼田（6箇所）
運行日時	月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜・祝日は運行なし） 6時台～9時台、16時台～20時台
運行便数	上下各9便／日
車両	ワンボックス車両（乗車定員：9人（運転手を除く）） 満車時は、予備車両として普通タクシーが運行
運賃	定額制とし、既存の乗合タクシーと同等の水準を想定。



岩槻区河合地区乗合タクシーの新規導入について

資料 1

バス 2

6. 事業採算性の検討

- 「コミュニティバス等導入ガイドライン」ステップ2に則り事業採算性を検討した。
- 今回は、既存の路線バスの乗降データ等を用いることができたため、需要調査を行わず、検討を行った。

ステップ2 運行計画の作成 (申請)	
(1)	運行ルート案の検討、市への申請
(2)	運行計画案の作成
(3)	需要調査（アンケート調査等）の実施・分析・事業採算性の検討
(4)	「運行計画書」の作成
(5)	法定協議会における協議

(1) 事業採算性の検討ケースについて

- 乗合タクシーを導入した場合、初乗り運賃の値上げ（岩槻駅西口-蓮田駅等は値下げ）、車両サイズの変更等を考慮し、逸走率を設定し事業採算性を検証する。

逸走率	車両
ケース1 30%	基本車両：ハイエース 定員10名（運転士1名、利用者9名）
ケース2 50%	応援車両：普通タクシー 定員5名（運転士1名、利用者4名）

(2) 利用人数の見込み

- 乗合タクシーを導入後、利用者はケース1の場合132.2人／日、ケース2は94.5人／日の見込みである。

項目	値	備考
①蓮11・12系統の利用人数[人/日]	188.9	・蓮11・12系統の令和5年5月実績より、運行形態に合わせ需要を予測
②-(1) ケース1の 利用見込み[人/日]	132.2	②-(1)= ① × (1-0.3)
②-(2) ケース2の 利用見込み[人/日]	94.5	②-(2)= ① × (1-0.5)

(3) 運賃収入・運行経費・収支率の試算結果

- 収支率を試算した結果、逸走率30%のケース1で78.1%、逸走率50%のケース2で58.4%となった。

1) ケース1

項目	試算結果	算出方法
①運賃収入 [万円/年]	833	・利用人数× 運賃 ^{※1} × (1-0.3)
②運行経費 [万円/年]	1,067	・R4年度の岩槻区実績値に走行距離、便数の変化を考慮して、人件費や燃料油脂費等の経費を試算
③収支率[%]	78.1	③= ① ÷ ② × 100

2) ケース2

項目	試算結果	算出方法
①運賃収入 [万円/年]	595	・利用人数× 運賃 ^{※1} × (1-0.5)
②運行経費 [万円/年]	1,018	・R4年度の岩槻区実績値に走行距離、便数の変化を考慮して、人件費や燃料油脂費等の経費を試算
③収支率[%]	58.4	③= ① ÷ ② × 100

※1岩槻区乗合タクシーの券種別利用者数の実績から平均運賃（税抜）を設定

7. まとめと提案

- 現況需要に基づく収支率試算結果は58.4-78.1%と、ガイドラインに示す実証運行実施の基準である30%以上を満たしている。
- 道路の運行要件等のガイドラインのチェックポイントも確認済みである。
- 蓮田市域についても、運行ルートに含まれるため、蓮田市と引き続き連携していく。

⇒「ステップ3 実証運行の準備」に進みたい。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について
関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

*パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

（運賃）協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。
(例) ※ () 内は想定する対象者
 - ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。